

まちの特徴・個性、UJI・定住希望者へのメッセージ

豊浦町は冷涼な北海道にあって比較的気候が温暖な道南胆振管内の西端に位置しています。噴火湾(内浦湾)に面して大きく南に開けた海岸線はまぶしく陽光にきらめき、巨岩や断崖が変化に富んだダイナミックな景観をつくり出しています。JR室蘭本線、国道37号線、国道230号線、北海道縦貫自動車道が通る交通の要衝で、室蘭市からは車で1時間、札幌市から2時間の圏内にあります。対岸に秀峰駒ヶ岳と渡島連山、北に蝦夷富士の異名を持つ羊蹄山やニセコ連山を眺望する風光明媚な豊浦の風景と、背後を田園と緑深い森に囲まれた豊かな自然環境は、訪れる人の心をなごませ、リフレッシュしてくれます。

町では、人口減少対策として、平成16年に定住促進条例を制定し、以後、定住施策に積極的に取り組んでおり、町の魅力である自然や酪農を体験することができる移住体験プログラムの一環として、移住体験施設「移住体験ハウス」を提供し、一定の期間町内に住んでもらうことで移住の促進に繋げる取り組みを行っています。

また、具体的な定住を後押しする支援策として、「持家住宅取得奨励事業」を実施し、豊浦町に定住する意志のある者が、町内に住宅を新築、全面改築(建替え)及び中古住宅を購入した場合などに奨励金を交付しています。

その他、新規就農者への支援や新たに起業する方や事業所を新設する方への支援も行っています。詳しくは町HP(下記URL)をご覧ください

UJI・定住に関する施策

【持ち家住宅取得奨励事業】

町内に住宅を新築、全面改築(建て替え)する方及び中古住宅を購入し居住される方への奨励制度
・新築の場合 70万～250万(各種条件により金額が変わります) 中古購入の場合 購入価格10%以内(50万限度)

【豊浦町新規就農支援特別措置に関する条例】

奨励金の制度

- ・農業経営に必要な農用地の購入、農業用施設等の取得及び家畜等を導入するなど初期投資にかかる経費(500万円を限度)の2分の1以内を補助。
- ・農地法及び農業経営基盤強化促進法等により農用地及び農業用施設の賃貸契約を締結する期間のうち、最大5年間に係る賃貸料の2分の1を奨励金として助成。
- ・農用地等を取得後、最初に賦課された固定資産税の額の2分の1を限度として3年間奨励金として助成。
- ・農業に従事するための新築住宅を建築する場合は、100㎡を限度として㎡あたり1万円を助成
- ・農業に従事するための中古住宅を購入する場合は、100㎡を限度として㎡あたり5千円を助成
- ・農業に従事するための宅地を取得する場合は、100㎡を限度として㎡あたり3千円を助成
- ・農業に従事するための住宅を貸借する場合は、月額1万5千円を限度として賃貸料の2分の1を最大5年間助成

【起業化促進条例】

今まで事業を行っていなかった、または新たな分野で事業を開始する、または町外から移転して豊浦町で事業を開始する方を支援します

- ・起業に要する経費(対象経費)の1/2以内(上限200万)

【企業立地促進条例】

豊浦町内に既設の事業場が無く、事業場を新設する方で、新設の為の評価額が3,000万円以上で従業員が10人以上である場合に、事業場の固定資産税の50%相当額を3年間奨励金として助成します

UJIターン お問い合わせ窓口

担当部局	豊浦町企画調整課調整係
住 所	〒049-5492 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地
電話番号	(直)0142-83-1417 (課直)0142-83-2938
FAX番号	
ホームページ	http://www.town.toyoura.hokkaido.jp/
問い合わせメール	kikaku@town.toyoura.hokkaido.jp